

消防予第73号
消防安第72号
平成17年4月8日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

消防庁防火安全室長

消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について（通知）

消防用設備等の設置等の促進については、かねてから御配慮をいただいているところですが、平成17年度における「中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度」は、別添のとおり融資対象者、利率、期間等の変更がなされております。

本制度は、事業の拡大等のために行う建築物の新築、改築、増築又は設備等の設置にあわせ、消防用設備等の設置、防炎対象物品の整備の促進を図ることにより、防火安全対策の充実強化に資するものです。また、防火対象物の違反是正推進という観点からも、消防本部において積極的に当該融資制度を活用するよう周知されることが望ましいので、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いします。